

議会基本条例策定代表者会議  
報告書

平成28年12月  
議会基本条例策定代表者会議

## 目 次

### はじめに

- 1 議会基本条例策定の意義・目的について
- 2 議会基本条例策定代表者会議の設置

#### 〈主な検討事項〉

- ・ 会 派
- ・ 全員協議会
- ・ 政策検討会
- ・ 文書質問制度

- 3 市民アンケートの実施
- 4 議員研修会・シンポジウム等の実施
- 5 パブリックコメント・市民説明会の実施
- 6 議会基本条例策定代表者会議 委員名簿
- 7 議会基本条例策定代表者会議開催経過
- 8 全議員懇談会開催経過

#### ○ 議会基本条例策定代表者会議運用資料

#### ○ 小金井市議会基本条例関係例規等

- ・ 小金井市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ・ 小金井市議会の会派に関する要綱
- ・ 小金井市議会報告会実施要綱
- ・ 小金井市議会政策検討会運営要綱

#### 小金井市議会の政策検討会 イメージ図

- ・ 小金井市議会基本条例策定代表者会議設置要綱

— はじめに —

市民の皆様のお力を借りて市議会の最高規範である議会基本条例を成立させることができました。皆様に感謝申し上げます。

条例制定の目標は市民の福祉の増進をめざすことです。

条例の制定はスタートであり、私たち市議会が条例に盛り込まれた内容をどのように実践していくかです。

条例制定を契機に、小金井市議会が市民の皆様にとって身近で、わかりやすくなるように、また政策提言や行政監視など地方自治法の趣旨に基づく役割がより一層果たせるように取り組んでまいり所存です。

議会基本条例策定代表者会議 座長 森戸洋子  
副座長 宮下 誠

## 1 議会基本条例策定の意義・目的について

小金井市議会は、これまでも議会改革を進めてきました。市長と対等な議会としての権能を高め、市民にわかりやすく開かれた議会を目指し、既存の申し合わせ事項と会議規則との整合及び見直しも図りつつ、市民福祉の更なる増進に寄与するため、議会の最高規範となる議会基本条例を策定しました。

## 2 議会基本条例策定代表者会議の設置

小金井市議会では、これまで、市民に開かれ、自由かつ達な質疑を保障し、少数会派の活動を保障する議会などを目指し、日々改革に努めてきました。

平成23年から、市議会の権能を高め、市民にわかりやすい議会をさらに目指す議会改革を進めるため、議会運営委員会という公開の場で議論を重ね、条例の素案たたき台を作成しました。

平成25年4月、議員の任期満了による市議会議員選挙があり、その後、同年10月、小金井市議会基本条例の原案を取りまとめるため、全会派の議員が参加する「小金井市議会基本条例策定代表者会議」を設置しました。

また、下部組織として、条例（案）に対応する規則・申合せ等の整合・問題点等の検討、また、新たな項目についての条例（案）及び付随する規則・申合せ等の案を作成する作業部会を設置しました。

### 〈議会基本条例策定代表者会議での主な検討事項〉

#### 【会 派】

#### 議会基本条例素案たたき台 第4条（会派）

第3項 議会は、議会運営等において、少数会派を尊重するものとし、会派間の公平性を確保しなければならない。

第5項 会派代表者会議に関する事項は、別に定めるものとする。

- 素案たたき台第3項「少数会派を尊重するものとし、」の規定について、協議を重ね、「所属議員数にかかわらず全会派の活動を保障し、」と修正しました。
- 素案たたき台第5項について、協議を重ね、会派代表者会議については規定せず、逐条解説において会派代表者会議を明記することとしました。
  - ※ 会派代表者会議は、現在、要点筆記（会議録）をしており情報公開の対象となっているが、公開（傍聴）、報道の自由は認めていない。
  - ※ 条例等に規定すると、原則として、会議録の作成、公開（傍聴）、報道の自由が義務付けられる。
  - ※ 他市で規定を設けている場合は、公開としている。

#### 【全員協議会】

#### 議会基本条例素案たたき台 第11条（全員協議会）

第3項 議員が全員協議会の開催を請求した場合、議長は、速やかに対応するものとする。

- 全員協議会については、議員からの請求要件又は開催要件について協議を重ねました。

運用としては、全員協議会は、議員から要求があった場合、議長が会派代表者会議を開催し、各会派の意見を聞いて、議長の判断（議長一任）において、市長と調整し、開催の有無を決定すると想定され、この事項において、議員から要求があった場合の、議長の会派代表者会議の開催要件について、何名の議員から要求があれば開催するのかが議論となりました。

#### 〈各会派等の主な意見〉

- ・ 複数会派で1/4の議員の請求があった場合ならばいいのではないか。
- ・ 臨時会の開催請求要件が1/4、議員の議案提案権は1/12、このあたりを加味して考えていただけないか。
- ・ 会派代表者会議の開催要件を決めても2つの会派が欠席してしまえば、会派代表者会議は開催できない。  
また、会派代表者会議を開催した場合、全会一致又は不一致でも、最後は議長判断である。
- ・ 会派代表者会議で不一致であれば、議長は市長に申し入れしないのではないか。

協議の結果、全員協議会開催についての会派代表者会議の開催要件は、不一致となり、現状、議員からの発議は非公式で申合せ等もないことから、第3項は、削除することとなりました。

なお、議員からの要請があった場合は、議長の判断に委ねられることを逐条解説に記載することとしました。

#### 【政策検討会】

議会基本条例素案たたき台 第14条（調査・政策立案）

第4項 議会は、政策を立案するため、議員による政策検討会を設置することができる。

- 政策検討会については、必要性、運用（設置要件、委員会の中で又は委員会以外で要綱設置するのか、公開・会議録・傍聴の有無など）等について協議を重ねました。

政策検討会は、自治法第100条第12項「協議の場」として位置付けることとし、会派からの提案に全会派が賛成し、全会派一致で政策検討会を設置し、その政策検討会には、原則、全会派1人以上は委員として参加することとしました。

政策検討会の調査・検討事項は条例案のみとし、条例案として提出できない場合は、会派代表者会議にもどして、既存の制度を活用することとしました。

なお、政策検討会を設置後、協議をしていく中で、賛同できなくなることもやむを得ないことを確認しました。

※ 会派からの提案には反対だが、設置することは特に反対はせず全会派一致する場合は、政策検討会を設置することとなるのか。との意見があり、会派からの提案にも全会派の賛成がないと政策検討会は設置できないことを確認しました。

また、政策検討会での検討事項は、政策提言書は除き、条例案の作成のみを調査・検討する組織としました。

〈主な理由〉

- ・ 政策提言書の位置づけがはっきりしない。
- ・ 位置づけがはっきりしない政策提言書の作成に部局がかかわれるのもどうなのか。
- ・ 別の方法として、本会議で議決し、市に提言できる「決議」がある。
- ・ まずは条例を作成することを目的とし、政策提言書については、今後の検討課題とする。

## 【文書質問制度】

協議の結果、議会基本条例には規定しないこととなりました。

文書質問制度の導入を希望する議員は、議会改革として提案することとなりました。

〈各会派等の主な意見〉

（賛成意見）

- ・ 閉会中においても質問・資料収集ができる。
- ・ 所属していない委員会の質問ができる。
- ・ 議員活動としての有効なツールとなる。
- ・ 一般質問、委員会の質疑等、現状で十分と考えていない。
- ・ 閉会中など非公開の部分で部局と調整するなど議員活動をしているが、公開の場で活動するのが適切ではないか。
- ・ 障がいのある方も議会に参加しやすくなる。

（反対意見）

- ・ 小金井市では、本会議及び委員会において、十分な質疑が少数会派も含め保障されている。
- ・ 委員外議員の発言もでき、一般質問も毎定例会保障されている。（他市では、議員の数が多く、一般質問の時間制限を設けているなどの例がある。）資料請求も数多いが部局は十分対応している。さらに文書質問制度の必要性があるのか。
- ・ 口頭が基本。委員外議員の発言についても会議規則の規定や申合せ事項がある。部局から情報提供は常に行えている。
- ・ 行政の主な役割は市民サービスだと考える。議会対応に迫られ市民サービスが煩雑になってはならない。議会も効率の良い運用を心がけたい。
- ・ 所属していない委員会の質問を自由に認めると委員会制度の意味がないのではないか。
- ・ 閉会中の議会活動の運用上、文書質問制度など問題があるのではないか。

### 3 市民アンケートの実施

議会運営委員会において、議会基本条例制定に向けて、市議会に対する市民の意識調査（アンケート）を実施しました。

対象人数 2,000人

回収数 506通（25.3%）

対象者 平成24年3月1日現在の住民基本台帳より、無作為に抽出した満20歳以上の市民

実施時期 平成24年4月下旬～5月中旬

### 4 議員研修会・シンポジウム等の実施

#### ○ 議員研修会 もっと開かれた議会へ！

とき 平成23年10月12日（水）

テーマ 議会基本条例の意義と役割

講師 廣瀬 克哉 氏（法政大学法学部教授）

#### ○ 議員研修会 議会改革のトップランナー 北海道栗山町から

とき 平成24年3月25日（日）

テーマ 全国に広がる地方議会改革—議会基本条例から考える

講師 中尾 修 氏（東京財団研究員、前・栗山町議会事務局長）

#### ○ 議会報告会の試行

とき 平成24年5月13日（日）

内容 議員による3月議会（第1回定例会）の報告

その他 参加者と意見交換

#### ○ 議会基本条例シンポジウム どう変える？どう変わる？私たちの議会

とき 平成24年7月1日（日）

基調講演 江藤 俊昭 氏（山梨学院大学法学部教授）

パネルディスカッション 安藤 邦彦 氏（多摩市議会議員）

桑島 健也 氏（所沢市議会議員）

森戸 洋子 氏（小金井市議会議員）

#### ○ 議員研修会 議会基本条例の論点整理

とき 平成26年11月26日（水）

講師 牧瀬 稔 氏（一般財団法人地域開発研究所主任研究員）

## 5 パブリックコメント・市民説明会の実施

「小金井市議会基本条例(案)」に対して、市民の皆さんから意見を募集し、併せて市民説明会を開催しました。

パブリックコメント及び市民説明会で寄せられたご意見についても、合わせて検討結果をお知らせしました。

募 集 期 間 平成27年8月29日(土)～9月28日(月)

市民説明会開催日 平成27年8月29日(土)、9月6日(日)

意見数・人数 51件・14人(パブリックコメント)  
35件・23枚(市民説明会)

検討結果閲覧場所 議会事務局(市役所本庁舎4階)、広報秘書課広聴係(市役所第二庁舎1階)、情報公開コーナー(同6階)、公民館各館、福祉会館、婦人会館、総合体育館、図書館(本館)、保健センター、東小金井駅開設記念会館



6 議会基本条例策定代表者会議 委員名簿

座長	森	戸	洋	子
副座長	宮	下		誠
委員	中	山	克	己
委員	湯	沢	綾	子
委員	鈴	木	成	夫
委員	白	井		亨
委員	片	山		薫
委員	林		倫	子
委員	露	口	哲	治
委員	渡	辺	ふき	子
委員	小	林	正	樹
委員	斎	藤	康	夫
委員	百	瀬	和	浩
委員	水	上	洋	志
委員	五十	嵐	京	子
委員	板	倉	真	也

(平成 27 年 10 月 31 日退任)

(平成 27 年 10 月 31 日退任)

## 7 議会基本条例策定代表者会議開催経過

回数	開催日時	主な議題等
1	平成 25 年 10 月 30 日 (水) 午後 3 時 30 分～午後 4 時 10 分	・ 条例策定の意義・目的について ・ 代表者会議・作業部会の運営等について
2	平成 25 年 11 月 8 日 (金) 午前 10 時～正午	・ 素案たたき台について
3	平成 25 年 11 月 19 日 (火) 午前 10 時 5 分～午後 4 時 30 分	・ 素案たたき台について
4	平成 25 年 11 月 27 日 (水) 午前 10 時 5 分～正午	・ 素案たたき台について
5	平成 25 年 12 月 2 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 5 時	・ 素案たたき台について
6	平成 25 年 12 月 24 日 (火) 午前 10 時～午後 4 時 30 分	・ 素案たたき台について
7	平成 26 年 1 月 20 日 (月) 午前 10 時～午後 2 時 50 分	・ 素案たたき台について
8	平成 26 年 1 月 29 日 (水) 午後 1 時～午後 4 時 50 分	・ 素案たたき台について
9	平成 26 年 2 月 3 日 (月) 午前 10 時～午後 0 時 10 分	・ 素案たたき台について
10	平成 26 年 2 月 14 日 (金) 午前 10 時～午後 4 時	・ 素案たたき台について ・ 議会運営委員会へ議会改革の協議事項として依頼するもの
11	平成 26 年 2 月 24 日 (月) 午後 1 時～午後 4 時 50 分	・ 素案たたき台について
12	平成 26 年 3 月 27 日 (木) 午後 1 時～午後 5 時 20 分	・ 素案たたき台について
13	平成 26 年 4 月 3 日 (木) 午前 10 時～午後 4 時 20 分	・ 素案たたき台について
14	平成 26 年 4 月 10 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 50 分	・ 素案たたき台について
15	平成 26 年 5 月 14 日 (水) 午後 1 時～午後 4 時 50 分	・ 素案たたき台について
16	平成 26 年 5 月 26 日 (月) 午前 10 時～午後 4 時 30 分	・ 素案たたき台について
17	平成 26 年 7 月 7 日 (月) 午前 10 時～午後 4 時 20 分	・ 素案たたき台について
18	平成 26 年 7 月 23 日 (水) 午前 10 時～午後 2 時	・ 文書質問制度について

19	平成 26 年 8 月 5 日 (火) 午前 10 時～午後 4 時 40 分	・素案たたき台について
20	平成 26 年 8 月 18 日 (月) 午前 10 時～午後 0 時 20 分	・素案たたき台について
21	平成 26 年 10 月 6 日 (月) 午後 3 時～午後 5 時	・素案たたき台について
22	平成 26 年 11 月 5 日 (水) 午前 10 時 10 分～午後 4 時	・素案たたき台について ・議会運営委員会へ議会改革の協議事項として依頼したものの結果について
23	平成 26 年 11 月 19 日 (水) 午前 10 時～午後 0 時 10 分	・素案たたき台について
24	平成 26 年 12 月 22 日 (月) 午前 10 時～午後 3 時 20 分	・素案たたき台について
25	平成 27 年 1 月 26 日 (月) 午前 10 時～午後 5 時	・素案たたき台について
26	平成 27 年 2 月 4 日 (水) 午前 10 時～正午	・素案たたき台について
27	平成 27 年 2 月 12 日 (木) 午前 10 時～午後 4 時 40 分	・正副座長案について
28	平成 27 年 3 月 6 日 (金) 午前 10 時～正午	・正副座長案について
29	平成 27 年 3 月 27 日 (木) 午前 10 時～午後 1 時 30 分	・正副座長案について ・部局との協議等について
30	平成 27 年 4 月 9 日 (木) 午前 10 時～午前 11 時 45 分	・正副座長案について
31	平成 27 年 4 月 27 日 (月) 午前 10 時～午後 2 時 45 分	・正副座長案について ・逐条解説について
32	平成 27 年 5 月 11 日 (月) 午前 10 時～午後 4 時 40 分	・逐条解説について
33	平成 27 年 5 月 18 日 (月) 午前 10 時～午後 2 時 15 分	・逐条解説について
34	平成 27 年 5 月 28 日 (木) 午後 3 時 45 分～午後 5 時 15 分	・逐条解説について
35	平成 27 年 7 月 7 日 (火) 午前 10 時～午前 11 時 55 分	・正副座長案について ・逐条解説について
36	平成 27 年 7 月 10 日 (金) 午前 10 時～午前 11 時 55 分	・正副座長案について ・逐条解説について
37	平成 27 年 7 月 13 日 (月) 午前 10 時～午後 3 時 40 分	・正副座長案について ・逐条解説について

38	平成27年11月24日(火) 午後11時40分～午後11時55分	・パブリックコメントの結果について ・条例(案)と逐条解説(案)の確認
39	平成28年12月22日(木) 午後19時5分～午後19時15分	・議会基本条例策定代表者会議報告書(案)の最終確認について

## 8 全議員懇談会開催経過

回数	開催日時	主な議題等
1	平成25年8月9日(金) 午前10時～	・議会基本条例の取り組みの経過について ・今後の条例策定に向けての協議について
2	平成27年3月6日(金) 午後1時～	・議会基本条例策定代表者会議の進行状況について
3	平成27年5月21日(木) 午後3時30分～	・議会基本条例(案)及び逐条解説(案)について
4	平成28年2月15日(月) 午後4時30分～	・議会基本条例(案)の最終確認について

議会基本条例策定代表者会議

運用資料

議会基本条例策定の進め方について(案)

H25.8.9

1 協議組織の考え方

正規委員会(特別委員会)以外の協議組織を立ち上げ、全会派のメンバーが参加のもと会議は正規委員会同様、全公開とする。

位置づけ	参加メンバー	運営方法	会議の公開
正式な委員会ではなく、(仮称)議会基本条例検討代表者会議という協議機関を要綱により設置して、その中で協議する。	1会派1人の代表とするか(10会派10人)、会派代表者会議と同様の人数割(10会派13人)とするか。さらに、正副議長を加えるか。また、正副議長を選出した会派は、別の会派所属議員を加える。	正副議長を選出して、正副議長を中心に運営していく。正副議長に作業部会員の役割も担っていただき、正副議長案を協議組織に示し、その中で協議し確認していく。	会議は原則、公開とする。会議録作成委託契約を締結し、会議録はHPで公表する。

※作業部会について

位置づけ	参加メンバー	運営方法	会議の公開
協議組織の下部組織として、実質的な条例策定に向けた作業を行う。	協議組織メンバーから、正副議長及び他作業部員2~3名並びに事務局担当者により構成	協議組織開催前に1~2回程度実質的な策定作業を行う。	具体的な作業が中心であり、公開の協議の場が保証されるため作業部会是非公開とする。

①

<b>協議組織</b>	<p>作業部会からの整合（検討）作業結果の確認</p> <p>(1)作業部会における整合作業の結果を受けて、全会派参加の協議組織で、内容の確認作業を行う。</p> <p>(2)協議組織において一致できない項目がある場合、代替案（議歩案）を提出してもらい、再度協議する。</p> <p>※一致出来ない項目については、正副議長及び正副議長長で最終的な取扱いを調整する。</p>
-------------	--



(作業（検討）結果の提案)

<b>作業部会</b>	<p>既存規則・申合せ等、整合作業</p> <p>(1)素案の条文に対応する規則・申合せ等の整合について、一表にまとめる作業を行いつつ、素案条文の問題点等を検討する。</p>	<p>一定の作業を終えた段階で、協議組織への提案の準備。</p>	<p>作業部会での作業（検討）結果を、協議組織に掛ける。</p>
-------------	---	----------------------------------	----------------------------------

※作業部会における意見の不一致については、正副議長長で調整する。

既存規則と申合せ内容の不整合な部分が現存しており、議会基本条例策定とは別に整理する必要がある。この作業も原則、作業部会で行うこととする。

②

<p>前期不一致・未協議項目及び新たな項目（条文）の抽出・確認</p> <p>(1)前期不一致項目について協議して一致できれば作業部会への素案作成を依頼する。また、未協議項目や新たな項目（条文）に関しては、協議組織で一致したものについて素案作成を作業部会に依頼する。（一致できなければ、作業部会への素案作成は依頼しない。）</p> <p>(2)作業部会から上がってきた検討結果（素案等）について確認作業を行う。</p>
---

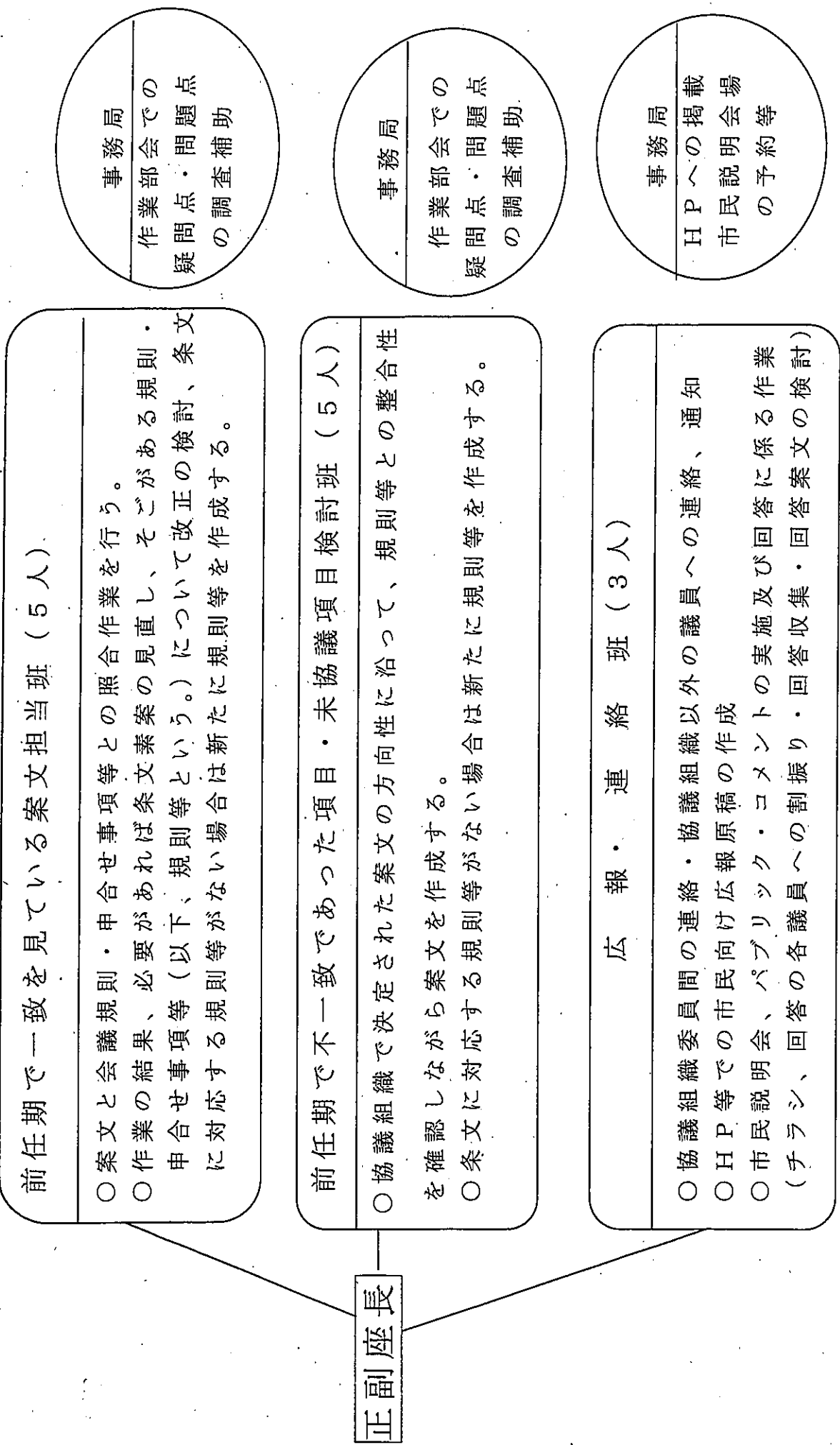
(新たな項目等に係る検討の依頼)



(依頼を受けた内容について作業（検討）した結果の提案)

<p>素案等（条文）の検討</p> <p>協議組織から作成を依頼された項目について論点整理の上、素案を作成する。</p> <p>新たな項目については、条文及び付随する規則・申合せ事項等の案を作成し、協議組織に提案する。</p> <p>進め方は、左記の順と同様</p>
---

# 作業部会組織図（案）



前任期で一致を見ている案文担当班（5人）

- 案文と会議規則・申合せ事項等との照合作業を行う。
- 作業の結果、必要があれば案文素案の見直し、そこがある規則・申合せ事項等（以下、規則等という。）について改正の検討、条文に対応する規則等がない場合は新たに規則等を作成する。

前任期で不一致であった項目・未協議項目検討班（5人）

- 協議組織で決定された案文の方向性に沿って、規則等との整合性を確認しながら案文を作成する。
- 条文に対応する規則等がない場合は新たに規則等を作成する。

広報・連絡班（3人）

- 協議組織委員間の連絡・協議組織以外の議員への連絡、通知
- HP等での市民向け広報原稿の作成
- 市民説明会、パブリック・コメントの実施及び回答に係る作業（チラシ、回答の各議員への割振り・回答収集・回答案文の検討）

事務局  
作業部会での  
疑問点・問題点  
の調査補助

事務局  
作業部会での  
疑問点・問題点  
の調査補助

事務局  
HPへの掲載  
市民説明会場  
の予約等



## 作業の具体的作業（案）

○ 作業部会員が作業部会 3 日前までにそれぞれ作業（イメージ図の作業）を完了させる。

① 作業部会 3 日前まで

各班員が作業結果を班長に送信する。

② 作業部会 2 日前まで

班長が各班員から送信された作業結果を取りまとめて、各班員及び事務局に送信する。

③ 作業部会当日

班長の進行により、作業部会案を作成する。

④ 作業部会終了後

班の記録係から、作業部会の結果を正副座長、班長、班員及び事務局に送信する。

⑤ 代表者会議 3 日前まで

正副座長は、作業部会案を確認する。（正副座長が作業部会案に疑問点等があれば班長と調整。作業部会案を修正する必要がある場合、班長は作業部会を再度開催する。または、軽微なものならメールでのやりとりで、取りまとめる。取りまとめた結果は、班長（又は記録係）が正副座長及び事務局に送信する。）

⑥ 代表者会議当日

座長案として委員に示し、協議

小金井市議会基本条例(案)

(作業シート作成例)

条 文	申合せ、会議規則との整合等	課題、問題点	課題解決策等検討結果
<p>(党派) 第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。</p> <p>2 会派は、同一の理念を有する最少一人の議員で構成し、活動する。</p> <p>3 議会は、議会運営等において少数会派を尊重するものとし、会派間の公平性を確保しなければならない。</p> <p>4 会派は、議会運営、政策立案等に関し、必要に応じて会派間で協議を行い、合意形成に努めるものとする。</p> <p>5 会派代表者会議に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<p>【申合せ事項】 (党派代表者会議) 市議会ハンドブックP34～P35</p> <p>【第2項】 第1 第1項出席者 (2)議員代表者の選出方法は、その会派の構成員が1人以上3人までは1人、…。</p> <p>【第4項】 第1 第2項協議事項 この会議は、会派間の連絡、報告、協議及び調整等の場として開催し、…。なお、決定が必要な事項は、出席者全員の合意により決するものとする。協議に関する事項については、…。</p> <p>【第5項】 第1 党派代表者会議 第1項 出席者 第2項 協議事項 第3項 会議の招集及び運営について 第4項 結果報告について 第5項 その他</p> <p>【関連条例等】 (小金井市議会政務活動費の交付に関する条例) 第2条 (交付対象) 政務活動費は、小金井市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。</p>	<p>【第2項】 本来、会派は、議会内で結成された議員の同志的集合体をいう。よって原則として、複数の人的構成が要件であるが、運用上の扱いとして、国会でも一人の会派も認めており、本市でも政務活動費の交付に関する条例で会派(所属議員が1人の場合を含む)としている。</p> <p>【第3項】 「少数会派を尊重するもの」とあるが、小金井市議会では、従前から少数会派、多数会派の公平性は十分保たれている。「少数会派を尊重するもの」とし、「は不要ではないか。」</p> <p>【第5項】 党派代表者会議は非公開の会議(第2条で開かれた議会を指している)なので、条文中で規定を設けない方がいいのではないか。設けるとしても党派代表者会議の説明が何もないが、いかがか。</p> <p>【その他】 会派結成にかかる届け出等は、政務活動費の交付に関する条例施行規則に規定している「会派の届出」でいいか。</p>	<p>【第2項】 第2項を「会派は、同一理念を有する議員で構成し、活動する。ただし、所属議員が1人の場合も含むものとする。」とする。</p> <p>【第3項】 第3項の「少数会派を尊重するもの」とし、「を削除する。」</p> <p>【第5項】 ・党派代表者会議を公開にし、別に規定を設け、第5項を「会派の代表者で組織する党派代表者会議にし…。」とする。 ・今までどおり非公開とし、規定しない。</p> <p>【その他】 政務活動費の交付に関する条例を改正する。 (交付対象) 第2条 議会基本条例第4条に規定する会派に対して交付する。</p>

# 代表者会議 作業部会名簿

平成25年12月24日現在

座長 森戸洋子

副座長 宮下 誠

作業班	人数	氏 名
一致条文班 (第1班)	8	◎片山 薫 湯沢 綾子 林 倫子 小林 正樹 (記録係) 百瀬 和浩 水上 洋志 五十嵐 京子 ※岸 田 正義
不一致条文班 (第2班)	9	◎斎藤 康夫 中山 克己 鈴木 成夫 白井 亨 (記録係) 渡辺 ふき子 板倉 真也 ※田頭 祐子 ※遠藤 百合子 ※紀 由紀子
広報・連絡班	3	白井 亨 林 倫子 小林 正樹

◎班長

※委員外議員

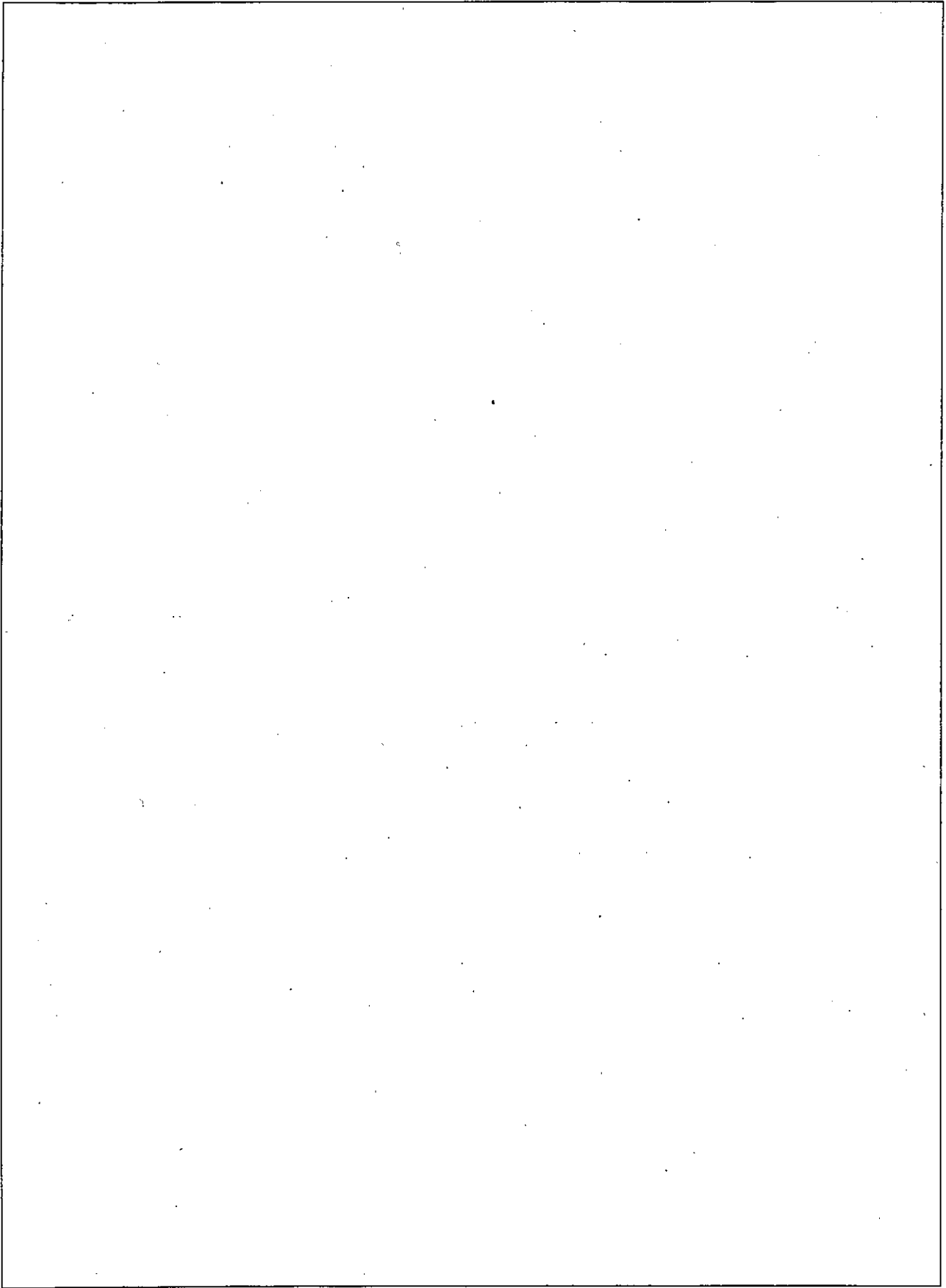
平成 年 月 日

## 議会基本条例 条文提案用紙

会派名 ( )

### 提案条文

### 条文の要旨・解説・提案理由等



## 議会基本条例 提案条文に対する各党派意見集約用紙

### 提案条文

--

各党派の意見（記入しきれない場合は裏面をご使用ください）

自由民主党	
日本共産党	
公明党	
市議会民主党	
みんなの党	
生活者ネット	
改革連合	
市民自治	
市民会議	
こがおも	

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

会派名 ( )

小金井市議会基本条例  
関係例規等



小金井市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

小金井市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第13号）  
の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第1項中「代表者」の次に「（以下「代表者」という。）」を加える。

様式第1号から様式第4条までを次のように改める。

様式第1号から様式第4号まで 削除

付 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

小金井市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
<p><u>第2条 削除</u></p> <p>(交付申請)</p> <p><u>第3条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者（以下「代表者」という。）は、毎年度、市長に対し、議長を經由して小金井市議会政務活動費交付申請書（様式第5号。以下「交付申請書」という。）を提出しなければならない。</u></p> <p>2 省略</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、平成28年8月1日から施行する。</p>	<p><u>(会派の届出)</u></p> <p><u>第2条 小金井市議会議員が、小金井市議会において会派を結成した場合は、会派の代表者（以下「代表者」という。）は、議長に会派結成届（様式第1号）を速やかに提出しなければならない。</u></p> <p><u>また、会派結成届の内容に異動が生じた場合は、代表者は会派異動届（様式第2号）を速やかに議長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 会派を解散した場合は、代表者であった者は議長に会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 議長は、第1項又は前項の届出を受理した場合は、市長に会派結成（異動）通知（様式第4号）により通知しなければならない。</u></p> <p>(交付申請)</p> <p><u>第3条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を經由して小金井市議会政務活動費交付申請書（様式第5号。以下「交付申請書」という。）を提出しなければならない。</u></p> <p>2 省略</p>	<p>会派の届出等の規定の削除</p> <p>略称規定の追加</p>

## 小金井市議会の会派に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、小金井市議会の会派（小金井市議会基本条例（平成28年条例第23号）第7条に規定する会派をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会派の届出)

第2条 小金井市議会議員が、小金井市議会において会派を結成した場合は、会派の代表者（以下「代表者」という。）は、議長に会派結成届（様式第1号）を速やかに提出しなければならない。

2 会派結成届の内容に異動が生じた場合は、代表者は会派異動届（様式第2号）を速やかに議長に提出しなければならない。

3 会派を解散した場合は、代表者であった者は議長に会派解散届（様式第3号）を速やかに提出しなければならない。

4 議長は、前3項に規定する届出を受理した場合は、市長に会派結成（異動）通知（様式第4号）により通知しなければならない。

### 付 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

## 小金井市議会報告会実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、小金井市議会基本条例（平成28年条例第23号）第12条の規定に基づき、市民に市議会の活動状況を知らせる場とし、身近な議会となる機会とすることを目的とした議会報告会の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (議会報告会実行委員会の設置)

第2条 議長は、議会報告会の円滑な実施運営のため議会報告会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 議員は、原則として、任期中に、少なくとも1回は実行委員となる。
- 3 実行委員会の正副委員長は、構成委員の互選により決定する。

### (開催日程等)

第3条 報告会は、年1回以上開催するものとする。

- 2 報告会の日程、会場、報告内容等は、実行委員会において協議し決定する。
- 3 実行委員会が決定した報告会の内容は、議会運営委員会に報告し確認する。

### (報告会の役割等)

第4条 報告会は、原則として全議員が出席する。

- 2 報告会における司会者、報告者、記録者等は、全議員で役割分担して行うものとする。

### (開催方法)

第5条 報告会には、時間制限を設ける。

- 2 パーソナルコンピュータ又はプロジェクター等の機器を活用する。
- 3 後の報告会にいかすため、報告会の出席者にアンケートを実施する。
- 4 議員は、第1条の目的を自覚し、市民が気軽に対話ができ、参加しやすい環境（保育、手話通訳等）の整備に努めるものとする。
- 5 議員は、報告会において特定の会派もしくは議員の批判又は誹謗中傷は行わない。

### (報告書等)

第6条 報告会の記録は要点筆記とし、報告会終了後、実行委員会は報告書を作成する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会において協議し決定する。

付 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

## 小金井市議会政策検討会運営要綱

### (趣旨)

第1条 小金井市議会基本条例（平成28年条例第23号。以下「基本条例」という。）第17条第2項第2号及び小金井市議会会議規則（昭和37年規則第1号）第119条第4項に基づき、小金井市議会政策検討会（以下「政策検討会」という。）の設置、運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 会派（基本条例第7条に規定する会派をいう。以下同じ。）から政策立案の提案があり、当該提案に対して全会派の賛同を得られた場合は、政策検討会を設置する。

### (所掌事項)

第3条 政策検討会は、次の事項を所掌する。

- (1) 政策立案に向けた原案作成に関すること。
- (2) 政策立案のための調査・検討に関すること。

### (組織等)

第4条 政策検討会の委員（以下「委員」という。）は、会派の代表者で構成する。

- 2 政策検討会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員の任期は、政策検討会が設置された日から座長が第2条の規定により提案された案件に係る所掌事項について協議を終了すると判断したときまでとする。

### (職務)

第5条 座長は、所掌事項を統轄する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、座長の命を受けて所掌事項を処理する。

### (会議)

第6条 政策検討会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、その議事運営を行う。ただし、政策検討会が第2条の規定により設置された後、最初に開かれる会議は、議長が招集する。

- 2 座長は、必要と認めるときは、会議に諮った上で、議会事務局を通じて、市長その他の執行機関の職員の意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 政策検討会の庶務は、議会事務局において処理する。

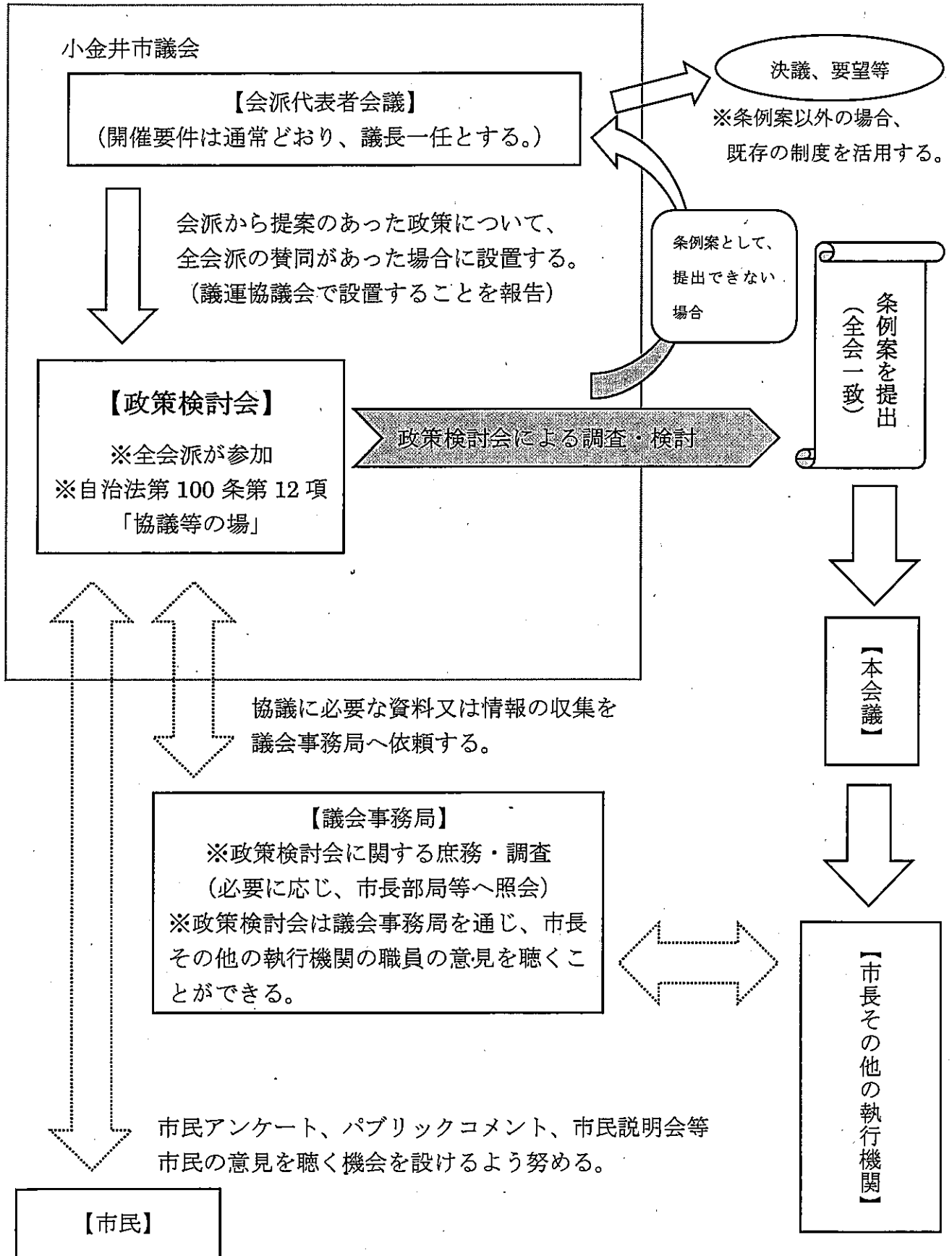
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、政策検討会の運営等に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

# 小金井市議会の政策検討会 イメージ図





## 小金井市議会基本条例策定代表者会議設置要綱

### (設置)

第1条 小金井市議会基本条例の原案を取りまとめるため、小金井市議会基本条例策定代表者会議（以下「代表者会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 代表者会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 次号の業務を実施するため、議会改革の考え方、内容等について検討すること。
- (2) 議会基本条例の原案を作成すること。
- (3) その他議会基本条例の原案の作成に関し必要な事項

### (組織等)

第3条 代表者会議の委員（以下「委員」という。）は、会派の代表者で構成する。

- 2 代表者会議に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を行う。

### (会議)

第4条 代表者会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議を主宰する。
- 3 座長は、必要と認めるときは、会議に諮って、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。
- 4 議長及び副議長は、必要に応じ、オブザーバーとして会議に参加することができる。

### (経過及び結果の報告)

第5条 代表者会議は、検討の経過及び結果を議長に報告するものとする。

### (庶務)

第6条 代表者会議の庶務は、議会事務局において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、代表者会議の運営等に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

### 付 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。